

庁 議 事 項

- | | | |
|------------------------|----------------|--------------|
| ① 令和2年2月定例会付議予定議案について | 【企画財政部】 | 総括表
資料1～3 |
| ② 令和2年度組織・定数改正について | 【企画財政部】 | 資料4 |
| ③ プラごみ削減 県庁職員の率先行動について | 【環境部】
【総務部】 | 資料5 |

埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名総括表

(議案)	R2	H31
1 予 算	21件	(21件)
2 条 例	18件	(19件)
3 財 産 の 取 得	1件	(1件)
4 事 件 議 決	6件	(6件)
5 基本的な計画の策定等	5件	(0件)
合 計	51件	(47件)

() は平成31年2月定例会

※ 上記のうち、令和元年度に係るもの

(議案)	
1 予 算	1件
計	1件

- 25 埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例
- 26 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例
- 27 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例
- 28 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例
- 29 埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例
- 30 埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

- 37 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
- 38 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例
- 39 財産の取得について（抗インフルエンザウイルス薬）
新型インフルエンザ等対策として治療薬を備蓄するため、抗インフルエンザウイルス薬（イナビル吸入粉末剤）を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるもの。
- 40 包括外部監査契約の締結について
地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、監査を受け、監査結果報告の提出を受けることを内容とする包括外部監査契約の締結について、同法第252条の36第1項の規定に基づき議決を求めるもの。
- 41 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について
県が行う土地改良事業に要する経費のうち、関係市町の負担額について、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議決を求めるもの。
- 42 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について
県が国の補助金の交付を受けて行う農道整備事業等に要する経費のうち、関係市町の負担額について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの。

- 43 埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について
埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更に同意することについて、地方道路公社法第5条第6項の規定に基づき議決を求めるもの。
- 44 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について
県が国の交付金等の交付を受けて行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、関係市町村の負担額について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの。
- 45 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款を定めることについて
地方独立行政法人埼玉県立病院機構を設立するため、新たに定款を定めることについて、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき議決を求めるもの。
- 46 埼玉県5か年計画等の変更について
埼玉県5か年計画の施策指標のうち、現実との乖離が生じているものについて整合性が取れるよう変更するとともに、当該指標と同じ指標を設定している個別計画について変更することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第1号及び第2号の規定に基づき議決を求めるもの。
- 47 第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの。
- 48 埼玉県防犯のまちづくり推進計画の策定について
埼玉県防犯のまちづくり推進計画の計画期間が令和元年度で終了することから、防犯のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための新たな計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの。

49 埼玉県子育て応援行動計画の策定について

埼玉県子育て応援行動計画の計画期間が令和元年度で終了することから、少子化対策及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するための新たな計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの。

50 埼玉県地域保健医療計画の変更について

医療法の改正に伴い事項を追加するとともに、食品衛生法及び関係政省令の改正に伴い指標を変更するため、計画の一部を変更することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの。

51 令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

条例案の概要

条例名	要 旨									
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料等に係る規定の整備等をするための改正</p> <p>2 内 容 製剤製造業者等以外に係る毒物劇物製造業及び毒物劇物輸入業の登録等の事務が国から県に移譲されることに伴う規定の整備等 (例) 登録票書換え交付・再交付手数料に係る対象業種の拡大</p> <table border="1" data-bbox="625 909 1425 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象業種</td> <td>販売業</td> <td>製造業、輸入業、販売業</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日。ただし、2の一部は公布の日等</p>		現 行	改正後	対象業種	販売業	製造業、輸入業、販売業			
	現 行	改正後								
対象業種	販売業	製造業、輸入業、販売業								
<p>2 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 児童虐待防止対策体制及び災害対応体制の強化等に対処するため、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数</p> <table border="1" data-bbox="644 1507 1358 1655"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局職員</td> <td>6, 776人</td> <td>6, 857人</td> </tr> <tr> <td>病院局職員</td> <td>2, 411人</td> <td>2, 428人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>		現 行	改正後	知事部局職員	6, 776人	6, 857人	病院局職員	2, 411人	2, 428人
	現 行	改正後								
知事部局職員	6, 776人	6, 857人								
病院局職員	2, 411人	2, 428人								
<p>3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、補償基礎額に関する規定の整備をするための改正</p>									

条 例 名	要 旨										
	<p>2 内 容</p> <p>補償基礎額に関する職員の区分に係る規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="644 383 1426 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 383 1035 436">現 行</th> <th data-bbox="1035 383 1426 436">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="644 436 1035 490">1 議会の議員</td> <td data-bbox="1035 436 1426 490">1 議会の議員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 490 1035 629">2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員</td> <td data-bbox="1035 490 1426 629">2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 629 1035 728">3 報酬が日額で定められている職員</td> <td data-bbox="1035 629 1426 728">3 報酬が日額で定められている職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 728 1035 869">4 <u>報酬が日額以外の方法によって定められている職員</u> 又は報酬のない職員</td> <td data-bbox="1035 728 1426 869">4 前3号に掲げる者以外の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	現 行	改正後	1 議会の議員	1 議会の議員	2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員	2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員	3 報酬が日額で定められている職員	3 報酬が日額で定められている職員	4 <u>報酬が日額以外の方法によって定められている職員</u> 又は報酬のない職員	4 前3号に掲げる者以外の職員
現 行	改正後										
1 議会の議員	1 議会の議員										
2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員	2 執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員										
3 報酬が日額で定められている職員	3 報酬が日額で定められている職員										
4 <u>報酬が日額以外の方法によって定められている職員</u> 又は報酬のない職員	4 前3号に掲げる者以外の職員										
<p>4 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対して賠償の責任を負う額の一部を免責することとするための条例の制定</p> <p>2 内 容</p> <p>知事等の損害賠償責任の一部免責額は、知事等が損害賠償の責任を負う額から最低責任負担額（基準給与年額×乗数）を除いて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="608 1541 1430 1951"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 1541 1310 1594">区 分</th> <th data-bbox="1310 1541 1430 1594">乗 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 1594 1310 1648">知事</td> <td data-bbox="1310 1594 1430 1648">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1648 1310 1744">副知事、教育委員会の教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員</td> <td data-bbox="1310 1648 1430 1744">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1744 1310 1890">人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者、警察本部長</td> <td data-bbox="1310 1744 1430 1890">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1890 1310 1951">その他の職員</td> <td data-bbox="1310 1890 1430 1951">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	区 分	乗 数	知事	6	副知事、教育委員会の教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4	人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者、警察本部長	2	その他の職員	1
区 分	乗 数										
知事	6										
副知事、教育委員会の教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4										
人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公営企業の管理者、警察本部長	2										
その他の職員	1										

条 例 名	要 旨				
<p>5 埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 互助共済団体の会員である職員の給与から控除し、当該団体に払い込むことができる掛金等として、損害保険に係る保険料を追加するための改正</p> <p>2 内 容 職員の給与から控除し、互助共済団体に払い込むことができる掛金等の追加</p> <table border="1" data-bbox="608 674 1430 819"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 674 1018 723">現 行</th> <th data-bbox="1018 674 1430 723">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 723 1018 819">互助団体の取り扱う生命保険に係る保険料</td> <td data-bbox="1018 723 1430 819">互助団体の取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年9月1日</p>	現 行	改正後	互助団体の取り扱う生命保険に係る保険料	互助団体の取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料
現 行	改正後				
互助団体の取り扱う生命保険に係る保険料	互助団体の取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料				
<p>6 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関し必要な事項を定めるための改正</p> <p>2 内 容 (1) 浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検を行う浄化槽管理士に研修を受講させることを義務付け (2) 研修を行う指定研修機関の指定手続に関する規定を追加</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>				
<p>7 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県立精神保健福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、同センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするための改正</p>				

条 例 名	要 旨								
	<p>2 内 容</p> <p>(1) 指定管理者制度の導入 指定管理者に埼玉県立精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の管理の業務を行わせることができることとするため、指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲等を規定</p> <p>(2) 利用料金制度の導入 自立訓練施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとするため、利用料金の額の上限等を規定</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日。ただし、2(1)のうち、指定管理者の指定の手続に係る規定は公布の日</p>								
<p>8 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例</p>	<p>1 趣 旨 地方独立行政法人法の一部改正を踏まえ、県が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるための条例の制定</p> <p>2 内 容 役員等の最低責任負担額は、基準報酬年額に乗数を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="644 1429 1177 1626"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>乗 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長又は副理事長</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>監事又は会計監査人</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	区 分	乗 数	理事長又は副理事長	6	理事	4	監事又は会計監査人	2
区 分	乗 数								
理事長又は副理事長	6								
理事	4								
監事又は会計監査人	2								
<p>9 埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例</p>	<p>1 趣 旨 県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項を定めるための条例の制定</p>								

条 例 名	要 旨						
	<p>2 内 容</p> <p>(1) 地方独立行政法人評価委員会の名称</p> <table border="1" data-bbox="608 387 1430 629"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 387 1018 439">名 称</th> <th data-bbox="1018 387 1430 439">地方独立行政法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 439 1018 533">埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会</td> <td data-bbox="1018 439 1430 533">公立大学法人埼玉県立大学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 533 1018 629">埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会</td> <td data-bbox="1018 533 1430 629">地方独立行政法人埼玉県立病院機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 条例で規定する事務（県立大学はウのみ）</p> <p>ア 中期計画の作成又は変更に係る認可に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること</p> <p>イ 毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること</p> <p>ウ その他業務運営に関する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	名 称	地方独立行政法人	埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学	埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構
名 称	地方独立行政法人						
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学						
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構						
<p>10 埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、埼玉県立高等看護学院の入学料を減額し、又は免除することができるようにするとともに、授業料の減額又は免除に関する規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 入学料について、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者等に対する減免に関する規定を新設</p> <p>(2) 授業料の減免対象者として、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者を追加</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>						

条 例 名	要 旨				
<p>11 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 医師法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 臨床研修病院に係る定義規定の改正</p> <table border="1" data-bbox="608 528 1430 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 528 1018 577">現 行</th> <th data-bbox="1018 528 1430 577">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 577 1018 725">医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院</td> <td data-bbox="1018 577 1430 725">知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	現 行	改正後	医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院	知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの
現 行	改正後				
医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院	知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの				
<p>12 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員について定める等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 動物愛護管理員の設置 (2) 動物愛護管理員が行う事務 (例) 野犬等の収容、動物を飼養するための施設等への立入検査及び関係人への質問、動物の愛護の推進や飼育管理に関する指導</p> <p>3 施行期日 令和2年6月1日</p>				
<p>13 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 県の条例で定めることができるとされていた営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について省令で定めることとされたため、その基準に関する規定を削除等するもの</p>				

条 例 名	要 旨															
	<p>3 施行期日 令和2年6月1日。ただし、2の一部は令和3年6月1日</p>															
<p>14 埼玉県卸売市場条例を廃止する条例</p>	<p>1 趣 旨 卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場の開設許可等の規定を廃止するための条例の廃止</p> <p>2 内 容 (1) 条例の廃止 (2) 関係3条例の一部改正 執行機関の附属機関に関する条例ほか2条例</p> <p>3 施行期日 令和2年6月21日</p>															
<p>15 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員の定数</p> <table border="1" data-bbox="644 1393 1423 1881"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）</td> <td>9,562人</td> <td>9,430人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td> <td>4,577人</td> <td>4,619人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）</td> <td>10,107人</td> <td>10,125人</td> </tr> <tr> <td>市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</td> <td>17,379人</td> <td>17,450人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	9,562人	9,430人	県立及び市町村立の特別支援学校	4,577人	4,619人	県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	10,107人	10,125人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	17,379人	17,450人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	9,562人	9,430人														
県立及び市町村立の特別支援学校	4,577人	4,619人														
県立及び市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	10,107人	10,125人														
市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	17,379人	17,450人														

条 例 名	要 旨				
<p>16 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、サービスを監督する教育委員会が講ずべき措置について必要な事項を定めるための改正</p> <p>2 内 容 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等を行うために講ずべき措置については、法に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>				
<p>17 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 古物営業法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正</p> <p>2 内 容 規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="644 1346 1177 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 1346 911 1395">現 行</th> <th data-bbox="911 1346 1177 1395">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="644 1395 911 1442">第7条第4項</td> <td data-bbox="911 1395 1177 1442">第7条第5項</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>	現 行	改正後	第7条第4項	第7条第5項
現 行	改正後				
第7条第4項	第7条第5項				
<p>18 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例</p>	<p>1 趣 旨 ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって県民の平穏な生活の確保に資することとするための条例の制定</p>				

条 例 名	要 旨				
	<p>2 内 容</p> <p>(1) ヤード内自動車等関連事業に係る公安委員会への届出義務</p> <p>ア ヤード内自動車等関連事業の開始前の届出</p> <p>イ 届出事項の変更の届出</p> <p>ウ ヤード内自動車等関連事業の休止等の届出</p> <p>(2) ヤードの視認性の確保</p> <p>ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めること。</p> <p>(3) ヤード内自動車等関連事業者の義務</p> <p>ア 相手方の確認</p> <p>自動車等を引き渡そうとする相手方の氏名、住所等の確認</p> <p>イ 盗難自動車等の申告</p> <p>盗難自動車等の疑いがあると認めるときの警察官への申告</p> <p>ウ 記録の作成等</p> <p>取引年月日、自動車等の品目・数量等の記録作成及び保存</p> <p>エ 従事者名簿の備付け</p> <p>オ 標識の掲示</p> <p>(4) 土地等の譲渡等をしようとする者の責務</p> <p>県内に所在する土地又は建物を譲渡等しようとする者は、契約締結前に当該土地等が盗難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されるものでないことを確認等するよう努めること。</p> <p>(5) 罰則等</p> <p>(例)</p> <table border="1" data-bbox="644 1440 1369 1536"> <tr> <td>(1) アの届出義務等違反及び</td> <td>3月以下の懲役又は</td> </tr> <tr> <td>(3) ウの作成義務等違反</td> <td>30万円以下の罰金</td> </tr> </table> <p>3 施行期日</p> <p>令和2年7月1日</p>	(1) アの届出義務等違反及び	3月以下の懲役又は	(3) ウの作成義務等違反	30万円以下の罰金
(1) アの届出義務等違反及び	3月以下の懲役又は				
(3) ウの作成義務等違反	30万円以下の罰金				

令和2年2月定例会付議予定議案



招 集 日

令和2年2月20日(木)

議 案

51件

〔 予算(21)、条例(18)、財産の取得(1)、
事件議決(6)、基本的な計画の策定等(5) 〕

【主な内容】

- 令和2年度一般会計予算
- 令和元年度一般会計補正予算（国の補正予算に伴う補正）



令和2年度当初予算案



～ 安心・元気のスタートアップ予算 ～

①安心・安全しっかり確保

②持続可能な成長・発展

③誰もがいきいき活躍

一般会計 1兆9,603億1,500万円 前年度比 +3.8%

(全会計合計 3兆4,508億5,773万9千円) 前年度比 ▲0.8%

同時提案

13か月予算による切れ目のない公共事業の実施（令和元年度2月補正）

一般会計 152億4,898万円



①安心・安全しっかり確保

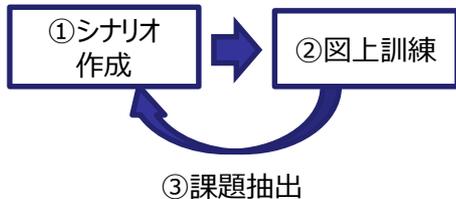
危機管理体制の強化



新規 危機管理防災体制の強化 7,413万円

◆ 災害対策本部の機能強化(埼玉版FEMA)

平時から災害ごとのシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関と協力できる体制を構築



(図上訓練)

◆ 被災地での的確な情報収集

災害対策本部の各支部に
タブレット端末を整備

◆ 災害・被害情報の共有

危機管理防災センターの大型
映像装置改修



(本部会議室 大型映像装置)

拡充 被災者への支援 1億8,060万円

◆ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の拡充

災害救助法が適用されない市町村の半壊世帯を支援

現行制度	(新)半壊特別給付金
対象：全壊又は大規模半壊 支給額：最高300万円	対象：半壊 支給額：50万円



新規 CSF(豚熱)対策 8,660万円

◆ 継続的なワクチン接種の実施

◆ 各種検査の実施

- ・ ワクチン効果の確認
- ・ 野生いのししの感染状況の確認

◆ 養豚経営の支援

- ・ 養豚農家の飼養衛生管理への支援
- ・ ブランド豚の遺伝子保存



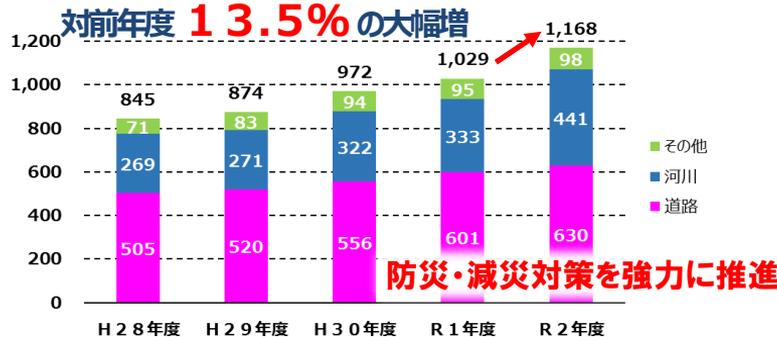


①安心・安全しっかり確保

防災・減災対策の充実

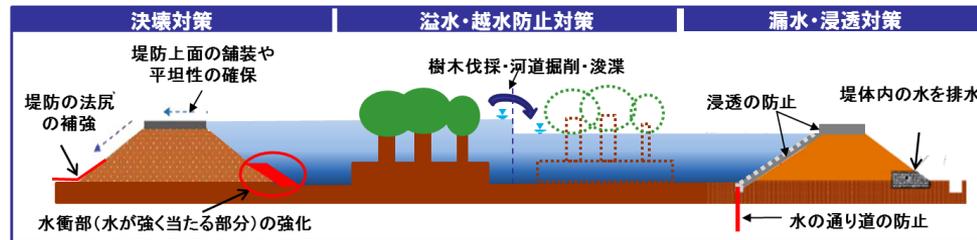


◆国補正予算を活用した13ヶ月予算 総額1,168億3,064万円



新規 県土強靱化緊急治水対策プロジェクト 85億881万円

台風第19号の被災を教訓とした河川インフラの強靱化、浚渫の強化



うち入間川流域緊急治水対策プロジェクト 4億2,000万円 (令和元年度補正額含め17億3,100万円を計上)

国や地元市町と連携し、河川の流下能力の向上などの治水対策を推進



【対象の県管理河川】

- ・九十九川
- ・都幾川
- ・飯盛川
- ・葛川

**迅速な復旧と治水対策や
減災に向けた取組を
切れ目なく実施**

拡充 橋りょうの耐震補強・更新 152億7,097万円

橋りょうの耐震補強や計画的な架換え及び修繕を実施



拡充 無電柱化の推進 16億9,696万円

緊急輸送道路等における無電柱化を推進





①安心・安全しっかり確保 県民の安全強化



新規 越谷警察署・(仮称)川口北警察署建設

◆越谷警察署の現在地改築 3億1,765万円

厳しい治安情勢にも関わらず、県内で一番狭あいな警察署である越谷警察署を改築



令和7年度開署予定

◆(仮称)川口北警察署の新設 13億80万円

川口市内の警察力の強化、県民サービス・利便性向上のため、(仮称)川口北警察署を新設

令和8年度開署予定

拡充 交通事故の防止 4,893万円

- 可搬式速度違反自動取締装置の整備拡大
- 高度交通事故分析システムの構築



拡充 サイバーセキュリティの強化 1億5,333万円

◆自治体情報セキュリティクラウドによる安全対策

サイバー攻撃から重要情報を守るため、県及び市町村が共同で運用

◆次期自治体情報セキュリティクラウドの設計

高度化するサイバー攻撃に備え、AI等の新技術を用いた監視強化を検討

◆サイバー犯罪等に的確に対処できる捜査員の育成

犯罪対処能力養成のための研修の強化や解析用ソフトの購入

新規 高度浄水処理施設の整備 3億4,049万円

◆全ての県営浄水場に高度浄水処理施設を整備

多発する河川の水質異常や水質の急激な変化に対応し、より安全で良質な水を安定供給

※新三郷浄水場は整備済





①安心・安全しっかり確保 医療体制の充実



一部新規
拡充

後期研修医の獲得・定着 5,449万円

スーパーDr.チーム確保事業

県外大学病院から指導医及び専門医をチームで派遣し魅力ある指導環境を整備

臨床研修医向け大規模合同説明会への参加

県外から多くの後期研修医を誘導



後期研修スタートアップセミナーの開催

県内の臨床研修医を引き続き県内へ定着

後期研修医研修資金貸与事業の拡充

即戦力となる後期研修医を小児科、産科、救命救急センターへ

新規 ドクターカーの広域運行拠点整備

県の東西2か所の救命救急センターに **2,630万円**
365日24時間体制のドクターカー広域運行拠点を整備

期待される
効果

- 医療提供までの時間を短縮
 - ドクターヘリが運航できない夜間や荒天時に対応
- 県民の救命率向上、後遺症低減へ**

拡充 県立病院の機能拡充 12億1,545万円

◆ 小児移植医療の充実

小児医療センターで、隣接するさいたま赤十字病院と連携し、安全な肝移植医療を提供



東日本の小児肝移植医療の中心的役割を目指す

◆ 先進的がん医療の提供

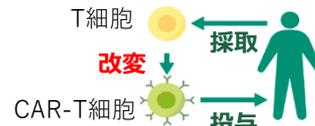
がんセンターで、「がんゲノム医療」をワンストップで対応

がん患者の遺伝子を調べ、患者に合った最適な治療を試みる医療を拠点病院としてワンストップで提供



小児医療センターで、「CAR-T細胞療法」を提供

難治性の血液がん患者に、国内初の遺伝子改変技術を利用したがん免疫療法（CAR-T細胞療法）を提供



難治性のがん、希少がんの患者に高度医療を提供



オリンピック・パラリンピックの成功に向けた取組

一部
新規

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催

28億9,155万円

◆ 大会の成功に向けた取組の実施

- ・ 大会期間中イベント「EXciting SAITAMA」の開催（ライブサイトと埼玉PRエリア）
- ・ オリンピック・パラリンピック聖火リレーの実施（県内を広く巡り、開催気運を最高潮に）
- ・ 都市ボランティア活動の運営（競技会場への道案内や埼玉の魅力をPR）
- ・ 埼玉県版ホームステイの実施（海外選手の家族や大会関係者をゲストとしてお迎え）

◆ 関連イベント等の実施

- ・ 文化プログラム（埼玉WABI SABI大祭典2020の開催等）
- ・ 外国人観光客の誘致（体験型観光コンテンツを活用した滞在促進等）
→次ページに詳細を記載

◆ 大規模警備等のための装備・体制強化

- ・ テロ災害に備えた特殊装備を準備し、警戒態勢を敷く市町村に対する支援
- ・ 警備指揮体制の構築、テロ対策装備資機材の整備、警備実施資機材等の整備

大会期間中イベント
EXciting SAITAMA



埼玉県版ホームステイ



埼玉WABI SABI大祭典



外国人による盆栽体験





②持続可能な成長・発展 埼玉の魅力発信

新規
拡充

戦略的な観光振興

1億3,720万円

◆ オリパラを契機とした外国人観光客の誘致

- ・ 大会に合わせたプロモーション
- ・ 埼玉観光をPRするメディアセンターの設置
- ・ 体験型観光コンテンツを活用した滞在促進



◆ 民間事業者と連携した広域観光の促進

- ・ アニメ・eスポーツ関連のスポットやコンテンツを生かした企画
- ・ 鉄道・高速道路事業者等と連携したPR・イベント

◆ 渋沢栄一翁を軸とした観光振興

- ・ 県外をターゲットとした情報発信
- ・ 旅行業界・メディアへのプロモーション
- ・ 大河ドラマバックアップ事業

祝 新1万円札
渋沢栄一翁



埼玉・深谷市

新規

埼玉県ゆかりの3偉人関連事業

1,671万円

◆ 塙保己一 ～江戸時代に盲目の国学者として活躍～

- ・ 没後200周年イベントの開催
- ・ パネル展・ブラインドスポーツ体験交流会の開催等

◆ 渋沢栄一 ～日本の資本主義の基礎を築いた大実業家～

- ・ 3偉人ゆかりのスポットを巡る周遊企画の実施
- ・ 大河ドラマ関連特別展の開催

◆ 荻野吟子 ～日本で最初の公認の女性医師～

- ・ 講演会の開催、医学生等向けPR
- ・ 伝記マンガのデジタルデータ化と公開

一部
新規

埼玉150周年記念事業

1,987万円



- ・ 特設WEBサイトの開設
- ・ 150周年1年前イベントの開催
- ・ 150周年PR動画の制作など

2021年は埼玉誕生150周年



②持続可能な成長・発展

埼玉経済の成長支援



一部新規 先端産業創造プロジェクトの推進

7億626万円

◆ 社会課題の解決に向けたオープンイノベーションの支援

先進技術を活用した社会課題の解決に向けて、県内企業・大企業等の連携・共創を支援

◆ ものづくり企業のAI・IoT化支援

簡易・安価なボードコンピュータを活用し、ものづくり企業のAI・IoT化を支援



一部新規 海外ビジネス展開支援

1億986万円

◆ ジェトロとの連携による新たな市場の開拓

- ・ 欧米、中東などの市場開拓
- ・ 成長性の高いハラル市場への進出
- ・ 先端産業分野、食品等の販路開拓



新規 渋沢栄一創業プロジェクトの推進

5,586万円

◆ ベンチャー企業への伴走支援

成長が見込まれるスポーツ関連分野のベンチャー企業等に対して、ビジネスマッチング、資金調達など伴走支援を実施



◆ 「(仮称) 渋沢栄一起業家サロン」の検討

起業家や様々な企業が交流し、マッチングが創出される場を検討
⇒マッチング等増加により、創業後の成長を加速化

新規 スポーツ産業の成長支援

1,251万円

◆ スポーツ産業の調査、支援策の検討

- ・ 県内スポーツ産業の実態や新たなサービス創出に向けた先進事例等の調査・分析
- ・ 検討会議を開催し、支援策を検討

R 3年度以降、支援策を展開





スマート農林業の推進



新規 スマート農業の推進

4,535万円

◆スマート農業技術の実証

- ・スマート農業普及推進研究会の設置
- ・本県農業発展の加速化のためのスマート農業技術を実証（自動水管理システムによる「彩のかがやき」の高温対策等）



自動水管理システム

◆未来型果樹園の実証展示

- ・農業技術研究センター内に梨の省力化生産モデルほ場を整備し、実証展示



作業効率が高い樹木の配置

◆スマート農機の普及実装

- ・施設園芸において、環境管理や栽培管理を自動化・効率化する機械・施設の導入を支援し、省力化を促進



自動農薬散布機



AIかん水施肥システム

新規 スマート林業の推進

9,170万円

◆県による森林資源調査の実施

- ・航空レーザ、ドローンレーザを活用した資源調査の実施
- ・調査等で得られたデータをもとに森林クラウドシステムを構築

航空レーザ



ドローンレーザ



森林クラウドシステム

情報共有・利活用

県

市町村

林業事業者

◆林業事業者の取組支援

- ・地上レーザ等を活用した高精度資源量管理を支援
- ・丸太仕分け作業及び丸太自動認識システム等の導入を支援し、省力化を促進

複数の丸太の径を瞬時に読み取り材積を測定





②持続可能な成長・発展

未来を見据えた基盤づくり



新規「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進

3,918万円

◆部局横断による市町村支援

- ・庁内検討チームの設置
- ・市町村の希望に応じた専門家の派遣
- ・市町村ヒアリングで課題を共有
- ・民間企業のアイデアの取り込み

◆プロジェクト推進に向けた調査・検討

- ・市町村の地域特性を踏まえたまちづくり方策の検討・提示
- ・再生可能エネルギーなどの利活用についての調査・検討

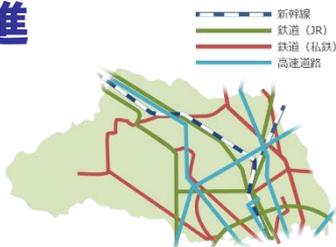


新規拡充「あと数マイルプロジェクト」の推進

◆公共交通・鉄道関係 1,394万円

- ・有識者会議の設置

公共交通の利便性向上策の検討
最新データを活用し、交通流動等の調査を実施



◆道路関係 128億2,014万円

- ・ミッシングリンク（幹線道路の未整備部分）の解消
- ・産業団地などへのアクセス道路の整備
- ・ボトルネック（開かずの踏切・幅員狭小など）の解消
- ・連続立体交差事業
- ・国直轄道路の整備推進 など



ボトルネックの解消

交通の円滑化、産業の振興、地域安心・安全の確保

人生100年時代を見据えたシニアの活躍推進



一部
新規

「人生100年プロジェクト」の推進

◆健康長寿埼玉プロジェクトの推進 3億7,107万円

埼玉県コバトン健康マイレージの運用

企業との連携を促進・参加者拡大



ポイント
付与

スポーツ施設利用やスポーツイベント参加等、ウォーキング以外でもポイントを付与し、様々な場面でマイレージを活用



プッシュ通知機能の追加

参加手続の簡素化

- 市町村独自の健康づくり事業の支援
- 健康長寿サポーターの養成
- 健康経営実践企業への支援

健康寿命の延伸・医療費の抑制

新規 彩の国いきがい大学の刷新

1億1,907万円

生涯現役を支援するリカレント教育の場としてカリキュラムを刷新

「埼玉未来大学」へ名称変更

- ・ライフデザイン科 健康長寿の実現、社会参加の促進
- ・地域創造科 志あるシニアを徹底支援し、地域の担い手育成
- ・講座終了後の支援 地域デビューに向けたきめ細かなフォロー

新規
拡充

シニアのいきいきとした活躍支援

1億8,241万円

◆ワンストップ型シニア応援体制の構築

- ・ ボランティアや就労相談などシニア向けワンストップ型総合窓口を設置（県民活動総合センター）

◆セカンドキャリアセンターによる就職支援

- ・ 就職相談会場を増設（県民活動総合センター）



就職相談



③誰もがいきいき活躍

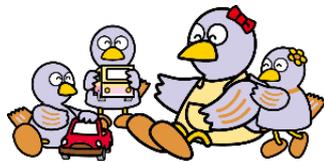
子育て応援埼玉



新規拡充 待機児童対策の充実

18億3,646万円

- ◆保育サービス受入枠の拡大
認可保育所等の整備により、新たに5,300人分の受入枠を拡大
- ◆保育人材確保の取組の充実
潜在保育士の就職を後押しするため、貸付制度を新設（1人当たり20万円・2年間で返済免除）



【令和元年度】		【令和2年度】	
勤務条件	貸付額	勤務条件	貸付額
週20時間以上	40万円	週20時間以上	40万円
		週10時間以上 週20時間未満	20万円

新規

新規拡充 病児保育の充実

9,936万円

- ◆病児保育施設の整備促進
新たに病児保育事業を実施する施設に対して助成
- ◆病児保育送迎システムの整備
県内2施設で病児保育送迎システムのモデル実施

一部新規

私立高校における教育費負担軽減のための助成

149億9,700万円

授業料実質無償化の対象を拡大（県内平均：37万8千円）

	令和元年度	令和2年度
年収要件	～約609万円	～約720万円
割合	約38%	約50%

⇒ 生徒の2人に1人が授業料実質無償化に！

新規拡充

児童養護対策の充実

2億7,472万円

- ◆児童相談所の機能強化
熊谷児童相談所及び一時保護所を一体整備
- ◆里親委託の推進
 - ・ 事前の里子との面会交流のための費用を補助
 - ・ ベテラン里親によるファミリーホーム開設費用を助成



整備イメージ



③誰もがいきいき活躍

誰もが活躍できる社会の実現



一部
新規

「世界のSAITAMAプロジェクト」の推進

2億22万円

◆ 子供や若者の国際交流支援

- ・ 県立高校生をハーバード大学等へ派遣
- ・ 日本語教室でのボランティア体験
- ・ 外国人留学生による出前講座
- ・ 姉妹州への訪問団派遣を実施



◆ 外国人との共生社会の実現

- ・ 学校を核とした外国人親子を支援するモデル事業の実施
- ・ 日本語学習推進施策に係る基本的な方針の作成
- ・ 日本語学習支援者向けの研修を実施

◆ 外国人患者の受入体制の整備

- ・ 外国人患者を受け入れた医療機関の困りごとに対応するワンストップ窓口の設置

一部
新規

「共生社会プロジェクト」の推進

4億5,025万円

◆ 女性が働きやすい環境の整備

- ・ 女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む「多様な働き方実践企業」を更に拡大
- ・ 男性の育休取得促進キャンペーン
- ・ テレワーク導入など働き方改革を支援



多様な働き方実践企業認定数

3,006社(R2.2月)

◆ 女性のキャリアアップ支援

- ・ 営業職の育成や業界団体と連携した就業支援
- ・ ビジネスプランコンテストの実施

◆ LGBTQの実態調査・啓発

- ・ LGBTQの抱える困難等の実態調査と総合的な施策の検討
- ・ LGBTQにとって働きやすい職場づくりの啓発

一部
新規

就職氷河期世代への支援

◆ 埼玉県版就職氷河期世代の就職支援 3,422万円

求職者支援と受入企業支援を両輪で実施し、正社員雇用のマッチング精度の向上と定着を促進

◆ 県職員採用試験の実施 964万円

就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施



ワンチーム埼玉の施策の推進 埼玉版SDGsの推進

新規 埼玉版SDGsの推進 1,368万円

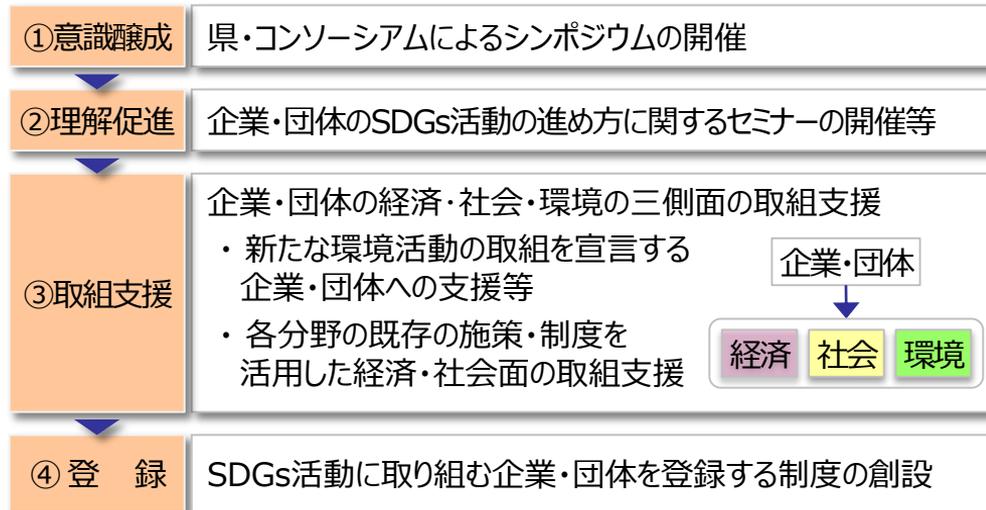
◆ SDGs推進体制の構築

- ・ 部局横断でSDGs推進に取り組む市内推進本部の立ち上げ
- ・ 経済団体・大学・金融機関・行政等で構成するコンソーシアムの設置



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

◆ SDGsに取り組むプレーヤーを増やす



『ワンチーム埼玉』によるSDGsの推進



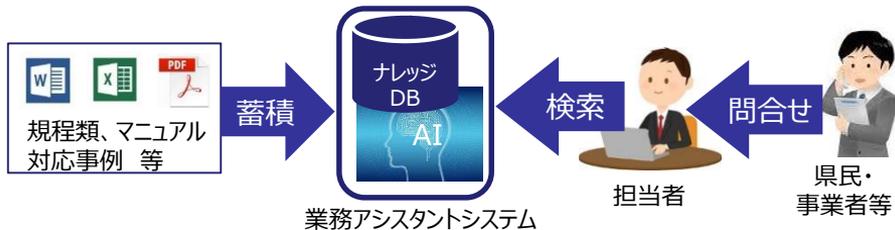
ワンチーム埼玉の施策の推進 不断の行財政改革



ICTの活用

新規 業務アシスタントの導入 3,066万円

業務に関する情報をA Iに蓄積し、県民等の問合せに素早く対応
→ スムーズな情報検索、属人化の防止、知識の継承



新規 音声翻訳システムの導入 655万円

共生社会に向けた対応として、翻訳アプリ搭載のタブレットを導入
→ 外国語に不慣れな職員でもスムーズかつ的確に対応

導入先

- ◆ 相談対応等
 - ・福祉事務所
 - ・児童相談所
- ◆ 道案内・観光案内等
 - ・オリンピック・パラリンピック
(都市ボランティア)



ペーパーレス大作戦

一部新規 会議等のペーパーレス化 1,426万円

ペーパーレス会議・Web会議の取組を拡大し、業務効率化

- ・ 各部局に大型モニタ・専用PCを整備
- ・ ペーパーレスのモデルルーム「スマート知事室」
簡単操作で即時につながるWeb会議
大人数での視聴に適したプロジェクター など



拡充 テレワークの推進 1,985万円

執務室外でも業務を行える環境を整備

- ・ 庁内PCを小型・軽量のモバイルPCに移行
- ・ テレワーク向けモバイルPCの導入

定型業務等の集約・効率化

新規 スマートステーションの設置 8,337万円

県庁版働き方改革の推進

愛称：flat

- ・ 庁内の定型業務等の集約
- ・ I C Tの活用等による効率的処理
- ・ 障害者雇用の推進



執務室イメージ

R2.4月オープン予定（グランドオープンは9月予定）

令和2年度 組織・定数改正



知事部局

～日本一暮らしやすい埼玉県の実現に向けた重点配置～

組織 99課122所→99課123所(+1所)

災害対応の強化のため、災害対策課の新設

鉄道高架事業推進のため、鉄道高架建設事務所の設置

ラグビーワールドカップ2019大会課の廃止

定数 6,776人→6,857人(+81人)

CSF(豚熱)への対応(+10人)、台風災害からの復旧の加速(+12人)

児童虐待対策の強化のため、各児童相談所に増員(+59人)

その他、SDGsの推進や各種プロジェクト等の実施は定数配分の見直しにより対応

病院局

組織 1課4所→改正なし

定数 2,411人→2,428人(+17人)

循環器・呼吸器病センターの体制の強化など

※ 企業局、下水道局は組織・定数の改正なし

プラスチック削減 県庁職員の率先行動について



レジ袋・PETボトルを「減らす」「きちんと捨てる」



趣旨

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題
職員自らがすぐに取り組めることを率先して実行

減らす

マイバッグ・マイボトルの徹底



PETボトル県庁舎内回収量
H30年度 約60万本

会議・イベントでも
PETボトル飲料は
使わない！

きちんと捨てる

PETボトル再資源化の推進

1 キャップ・ラベルを外す

2 中をすすぐ



※ラベルは燃えるゴミへ

キャップをはずす
ラベルをはがす
汚れがない

それ以外はごみ！

= 「資源」

<参考>家庭からの排出PETボトルが
高品質なら44円/kg
(公財)日本容器包装リサイクル協会
令和元年度下半期平均落札単価より